

土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の指定基準と第二溶出量基準

分類	特定有害物質の種類	土壌含有量基準 (mg/kg以下)	地下水基準 (mg/L以下)	土壌溶出量基準 (mg/L以下)	第二溶出量基準 (管理型処分場受入基準) (mg/L以下)
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	-	0.002	0.002	0.02
	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	-	0.002	0.002	0.02
	1,2-ジクロロエタン	-	0.004	0.004	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	-	0.1	0.1	1
	1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の和)	-	0.04	0.04	0.4
	1,3-ジクロロプロペン	-	0.002	0.002	0.02
	ジクロロメタン	-	0.02	0.02	0.2
	テトラクロロエチレン	-	0.01	0.01	0.1
	1,1,1-トリクロロエタン	-	1	1	3
	1,1,2-トリクロロエタン	-	0.006	0.006	0.06
	トリクロロエチレン	-	0.03	0.03	0.3
	ベンゼン	-	0.01	0.01	0.1
第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	150	0.01	0.01	0.3
	六価クロム化合物	250	0.05	0.05	1.5
	シアン化合物	50 (遊離シアンとして)	検出されないこと	検出されないこと	1
	水銀及びその化合物	15	水銀が0.0005 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.0005 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.0005 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	150	0.01	0.01	0.3
	鉛及びその化合物	150	0.01	0.01	0.3
	砒素及びその化合物	150	0.01	0.01	0.3
	ふっ素及びその化合物	4000	0.8	0.8	24
	ほう素及びその化合物	4000	1	1	30
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	-	0.003	0.003	0.03
	チオベンカルブ	-	0.02	0.02	0.2
	チウラム	-	0.006	0.006	0.06
	ポリ塩化ビフェニル	-	検出されないこと	検出されないこと	0.003
	有機りん化合物	-	検出されないこと	検出されないこと	1 ^{※1}

※1 有機りん化合物：パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNの4物質に限る。